

実績評価書

平成19年8月

評価の対象となる施策目標	感染症の発生の予防・まん延の防止を図ること
--------------	-----------------------

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	5	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること
施策目標	5-1	感染症の発生・まん延の防止を図ること
個別目標 1	感染症対策の充実を図ること ※重点評価課題（感染症対策の充実・強化） (主な事務事業) ・結核に係る直接服薬確認療法事業 ・感染症発生動向調査事業 ・感染症指定医療機関の施設整備	
個別目標 2	病原体等所持者からの許可及び届出に関する事務を適切に行うこと (主な事務事業) ・病原体等所持者等からの許可及び届出の受付に関する事務 ・病原体等取扱施設における保管等の基準の確認検査等	
個別目標 3	法に基づく予防接種の実施を推進すること (主な事務事業) ・普及啓発事業	
施策の概要（目的・根拠法令等） 1. 目的等 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保することにより、感染症のまん延を防止し、安心できる衛生環境を確保する。このために、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、予防接種法等に基づき、必要な措置等を行うとともに、予算事業として啓発事業等を行うものとする。 2. 根拠法令等 ○感染症の予防及び感染症の患者に対する法律（感染症法）（平成10年法律第114号） ○予防接種法（昭和23年法律第68号）		
主管部局・課室	健康局結核感染症課	
関係部局・課室		

2. 現状分析

<p>世界保健機関（WHO）は、地球規模で感染症による危機に瀕しているとの警告を発しており、我が国においても、普段から感染症の発生の予防及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型行政の構築が求められている。</p> <p>このため、国内への病原体の侵入を防止するための水際対策の強化、緊急時における国内での感染症対策の強化等、総合的な感染症予防対策の推進を図る必要がある。</p> <p>感染症対策の充実については、平成19年3月に結核予防法を廃止し、感染症法に統合したところであり、直接服薬確認療法事業の推進により、結核患者の早期発見、早期対応に加えて再発防止等の対応が可能となっている。</p>
--

病原体等所持者からの許可及び届出の受付等については、平成19年6月1日の施行後に、許可申請及び所持の届出が一斉になされることから、受付事務及び検査等についての適正な執行体制を確保する必要がある。

予防接種の実施の推進については、法律において、市町村への実施の義務、被接種者（保護者）の受ける義務が定められ、現状では、概ね適正に行われていることにより、高い接種率が確保されている。

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準／達成時期)					
	H14	H15	H16	H17	H18
1 結核患者罹患率の推移(単位：人) (人口10万人対比18人以下/ 平成22年度)	25.8	24.8	23.3	22.2	集計中
2 病原体等取扱施設の検査結果の適 正割合(単位：%) (90%以上/毎年度)	—	—	—	—	—
3 予防接種の接種率(単位：%) (おおむね95%/毎年度)					
	麻疹	101.8%	102.4%	93.7%	集計中
	風疹	96.4%	100.3%	98.1%	集計中
(調査名・資料出所、備考)					
<ul style="list-style-type: none"> 指標1は、「結核の統計2006」((財)結核予防会調べ)によるものである。平成18年の数値は現在集計中であり、平成19年9月に確定値等公表予定である。 指標2については、平成19年6月から実施されるものであることから、平成18年度以前の数値は集計不可。 指標3は、健康局結核感染症課調べである。平成17年度分は、平成19年9月公表予定であり、平成18年度分は平成20年9月公表予定である。 					
<p>※ 予防接種の接種率が100%を超えていることについては、接種年齢が複数年に渡っている一方で、その分母については、未接種者等の対象者をその全学年で把握することは困難であるため、対象となる年に実施する者が多いことから、対象年齢になる年の対象者数を分母にして計算しているためである。</p>					
<p>施策目標の評価</p> <p>結核の罹患率は着実に減少しているところであるが、平成19年4月に感染症法が改正され、結核についても感染症法の中で対策が推進されることとなったところであり、今後は、入院の勧告手続等について、人権を尊重しつつ、より適確に入院手続を実施することが可能になること等により、更なる対策の推進が可能となることから、着実に罹患率を減少できるものと考えてことができ、評価できる。</p> <p>病原体等については、感染症法の改正に伴い、情報提供や検査等による施設の適正な管理の確保、病原体等の適正な管理を法令に基づき遵守する義務が生じたところであり、今後は、提出状況等を見極めて適確な対応をしていくことにより、施策が推進できると考える。</p> <p>感染症については、発病を防ぐ予防策等の手段として予防接種が極めて重要であり、一定の感染症について予防接種可能な状況を確認するとともに、現時点での接種率は、高水準で維持されており、概ね適正に実施されていると考えられ評価できる。感染の更なる防止のため、より積極的に推進し、感染者の発生を抑制していく必要がある。</p>					

4. 個別目標に関する評価

個別目標 1 感染症対策の充実を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
		H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
1	結核患者罹患率の推移(単位:人) (人口10万人対比) ※ 施策目標に係る指標 1 と同じ。	25.8	24.8	23.3	22.2	集計中
2	定点医療機関の全国充足率(単位: %) (おおむね100%、毎年度)	80.5%	80.6%	80.0%	81.2%	79.5%
3	感染症指定医療機関病床数(単位: %床) (約1900床)	1,708	1,721	1,761	1,685	1,700
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> 指標 1 は、結核の統計 2 0 0 6 ((財)結核予防会調べ)によるものである。平成 1 8 年の数値は現在集計中であり、平成 1 9 年 9 月に確定値等公表予定である。 指標 2 は、健康局結核感染症課調べである。 指標 3 は、健康局結核感染症課調べである。(平成 1 4 年は 4 月 1 日、平成 1 5 年及び平成 1 6 年は各年の 6 月 3 0 日現在、平成 1 7 年及び平成 1 8 年は各年の 3 月 3 1 日現在の病床数) <p>※感染症指定医療機関の概要については、別添の参考 1 を参照のこと</p> <p>※定点医療機関の全国充足率：定点医療機関とは、その必要数(分母)は、平成17年度までは平成12年度国政調査に、平成18年度からは平成17年度国勢調査に基づき、保健所管内人口を基に算出した必要定点数を合計した数値であり、感染症の発生動向を把握するために、患者発生数の報告を依頼している医療機関である。定点把握対象の 2 8 疾患について、人口比で一定数を確保することにより、発生の傾向を把握し、対策に資するための指標となる数値である。</p>						
個別目標 1 に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
<p>結核患者罹患率は直接服薬確認療法事業などの取組の結果、毎年減少してきており、感染症対策の充実にむけて進展していると評価できる。今後は更に、感染症法に基づく国の指針及び都道府県の予防計画を踏まえ、調査研究事業や各自治体の実情に応じた施策(直接服薬確認療法等)を推進することにより、結核患者罹患率の減少に向けた結核対策を実現する。</p> <p>定点医療機関の充足率は、平成 1 1 年の感染症法の制定直後は 7 4 . 7 %であったが、会議等での継続的な依頼による理解の深まりなどにより、充足率は徐々に上昇し、ここ数年は 8 0 %前後で推移しており、感染症の流行の傾向を把握するという制度の目的を果たしていると評価できる。</p> <p>感染症病床数については、その設置基準を二次医療圏ごととしていることもあり、二次医療圏の見直し等により減少しているが、感染症指定医療機関数については、同様に会議等での継続的な依頼による理解の深まりなどにより着実に増加しているところである。</p> <p>これらの対策から、重篤な症状を引き起こす感染症のまん延はほぼ発生することがなく、概ね目的を達成できているものと評価できる。</p> <p>(※太字部分は、重点評価該当部分)</p>						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 結核対策特別促進事業(直接服薬確認療法等)						
平成18年度 予算額 : 3 0 0 百万円(補助割合:[国10/10][/][/])						
実施主体 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(政令市、特別区)						
概要 : 結核罹患率の減少を目的として、結核に係る定期健康診断、結核に係る予防接						

種の着実な実施、直接服薬確認療法による発病予防の充実等を図り結核対策の推進を図る。

事務事業名 : 感染症発生動向調査事業	
平成18年度 予 算 額	827百万円 (補助割合 : [国 1/2][都道府県 1/2][/])
実施主体	一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他 ()
	本省、厚生局、労働局 (監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 ()
概要 : 感染症に関する医師等からの情報を全国規模のコンピュータ・オンライン・システムにより迅速に収集、専門家による解析、国民・医療関係者等への還元を図るとともに、必要に応じ感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための調査を行い、感染症発生動向調査体制の整備・確立を図り、もって国内の感染症発生・拡大に備えた事前対応型行政を構築する。	
事務事業名 : 感染症指定医療機関の施設整備費 (保健衛生施設等施設整備費)	
平成18年度 予 算 額	1,820百万円の内数 (補助割合 : [国 1/2、3/4、10/10][県 1/2、1/4]) ※
実施主体	一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他 ()
	本省、厚生局、労働局 (監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 (厚生労働大臣が指定した者)
概要 : 都道府県等が設置する感染症指定医療機関の整備を図り、感染症発生時の医療提供体制の確保を行う。	
※補助割合 : 国1/2 通常 国3/4 沖縄県振興特別措置法に基づく沖縄県に対する補助 国10/10 国が指定する特定感染症指定医療機関に対する補助	

個別目標 2					
病原体等所持者からの許可及び届出に関する事務を適切に行うこと					
個別目標に係る指標					
アウトカム指標					
(達成水準/達成時期)					
	H14	H15	H16	H17	H18
1	-	-	-	-	-
病原体等取扱施設の検査結果の適正割合 (単位 : %) (90%以上/毎年度) ※施策目標に係る指標 2 と同じ。					
(調査名・資料出所、備考)					
※平成19年6月1日施行のため、平成18年度以前の数値は集計不可。					
個別目標 2 に関する評価 (主に有効性及び効率性の観点から)					
本施策は、感染症法の改正が平成19年6月1日から施行されることに伴い、病原体等を取り扱う施設についてその設備等の基準を定め、さらに当該施設に関する情報を国に報告等させ、国の管理下に置こうとするものである。					
今後、当該指標から得られる数値を以て評価とするが、この数値が高水準で維持されることは、施設が適正に管理されていることを担保するものであり、検査結果の情報提供等により、各施設の管理状況を自ら確認してもらう等により、適正管理を確保することができると考えられる。					
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要					
事務事業名 : 病原体等所持者等からの許可及び届出の受付に関する事務					
平成18年度 予 算 額	百万円 (補助割合 : [国 /][/][/])				
	一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他 ()				
	事業としての予算はありません				
実施主体	本省、厚生局、労働局 (監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人				

： その他 ()	
概要：感染症法の規定に基づき、二種病原体等取扱施設は本省に許可申請を、三種病原体等取扱施設については、厚生局に届出を行うこととなっていることから、それらを受理し、内容等の確認を行う。	
事務事業名 ： 病原体等取扱施設における保管等の基準の確認検査	
平成18年度 予 算 額	一 百万円（補助割合：[国 /][/][/]） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他 () 事業としての予算はありません
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 ()
概要：感染症法の規定に基づき、病原体等所持者等からの許可申請及び届出を受理した後に、その施設を必要に応じて立入検査することにより、施設が適正な状態にあることを確認する。	

個別目標3						
法に基づく予防接種の実施を推進すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標						
(達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	麻しんの予防接種の接種率（単位：％） （おおむね95％/毎年度）	101.8%	102.4%	93.7%	集計中	集計中
2	風しんの予防接種の接種率（単位：％） （おおむね95％/毎年度）	96.4%	100.3%	98.1%	集計中	集計中
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> 指標の数値は、健康局結核感染症課調べである。平成17年度分は、平成19年9月公表予定であり、平成18年度は平成20年9月に公表予定である。 予防接種の接種率が100%を超えていることについては、接種年齢が複数年に渡っている一方で、その分母については、未接種者等の対象者をその全学年で把握することは困難であるため、対象となる年に実施する者が多いことから、対象年齢になる年の対象者数を分母にして計算しているためである。 						
個別目標3に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から）						
各自治体の予防接種従事者への適切な予防接種に関する情報提供及び各市町村や保健所を通じての予防接種に関する冊子等の宣伝媒体を用いた一般市民への広報活動により、予防接種に関する情報が浸透し、高い接種率が維持されていると評価できる。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 ： 普及啓発事業費（予防接種健康被害者保健福祉相談事業）						
平成19年度 予 算 額	1.3百万円（補助割合：[国10/10][/][/]） ←一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他 ()					
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、 <u>公益法人</u> その他 ()					
概要：予防接種対象者とその保護者及び予防接種従事者に対して、予防接種に関する適切な情報を提供する等、正しい知識の啓発普及を行い、より安全な予防接種の実施の推進に資するものである。						

5. 評価結果の分類

評価結果は、施策目標の達成状況を原則として、個別目標の達成状況を踏まえつつ、総合的に判断して分類

- 1 施策目標を達成した
- ② 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける
- 3 施策目標の達成に向けた見直しを検討する
 - i 組織体制の見直しの検討
 - ii 予算の見直しの検討
 - iii 事務事業の新設の検討
 - iv その他 ()
- 4 施策目標・個別目標の達成水準の見直しを検討する

6. 特記事項

- ①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）
第165回国会における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律に関する附帯決議
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況
- ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況
- ④会計検査院による指摘
- ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

I - 8 - 1 希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること

感染症指定医療機関について

特定感染症指定医療機関

- ・厚生労働大臣が指定
- ・新感染症の患者の入院医療を担当できる基準に合致する病床を有する

第一種感染症指定医療機関

- ・都道府県知事が指定
- ・一類感染症の患者の入院医療を担当できる基準に合致する病床を有する

第二種感染症指定医療機関

- ・都道府県知事が指定
- ・二類感染症の患者の入院医療を担当できる基準に合致する病床を有する

結核指定医療機関

- ・都道府県知事が指定
- ・結核の患者の通院医療を担当できる医療機関

(参考) 感染症指定医療機関と感染症類型の関係(18.3現在:結核は17.12現在)

